

旧	新	備考
八尾市地域防災計画 第 1 部 総則 災害予防対策 南海トラフ地震防災対策推進計画 令和4年3月 八尾市防災会議	八尾市地域防災計画 第 1 部 総則 災害予防対策 南海トラフ地震防災対策推進計画 令和4年3月 八尾市防災会議	修正

旧	新	備考
第1編 総 則 第1編 総則 第1章 計画の目的と構成 第2節 上位・関連計画等との整合 第2 市の総合計画等との関係 本計画は、本市の行政運営の基本となる総合計画との整合を図るものであり、住宅マスタープラン、地域福祉計画、障害者基本計画、緑の基本計画、環境総合計画、都市計画マスタープラン、水道事業ビジョン、第2次人権教育・啓発プラン（改定版）等、部門毎に策定される各種計画との連携・整合に十分配慮しながら、今後の実施に努めていく。 第2章 八尾市の被害想定 第1節 八尾市の概況 第1 自然的条件 4 気候・気象 気候は瀬戸内型気候に属し、概して温暖で年平均気温17.0℃、年間降水量1,339mm、年平均風速2.6m/ s（国土交通省気象庁八尾年ごとの値／H29～R03の平均値より）となっている。	第1編 総 則 第1編 総則 第1章 計画の目的と構成 第2節 上位・関連計画等との整合 第2 市の総合計画等との関係 本計画は、本市の行政運営の基本となる総合計画との整合を図るものであり、住宅マスタープラン、地域福祉計画、障害者基本計画、緑の基本計画、環境総合計画、都市計画マスタープラン、第2次人権教育・啓発プラン（改定版）等、部門毎に策定される各種計画との連携・整合に十分配慮しながら、今後の実施に努めていく。 第2章 八尾市の被害想定 第1節 八尾市の概況 第1 自然的条件 4 気候・気象 気候は瀬戸内型気候に属し、概して温暖で年平均気温17.0℃、年間降水量1,339mm、年平均風速2.6m/ s（国土交通省気象庁八尾年ごとの値／H29～R03の平均値より）となっている。	削除 修正 修正

旧	新	備考
第2節 社会的条件 第1 人口等 本市の人口は、令和4年3月1日現在、人口263,286人、世帯数126,495世帯である。人口推移を見ると、市制施行時の昭和23年には64,431人であったが、昭和30年代の高度経済成長期の人口・産業の都市集中により昭和44年には207,361人と20万人を超えた。昭和45年以降も人口の増加傾向は続いたが、平成3年をピークに微減に転じた。少子高齢化等の影響で令和3年度スタートの八尾市第6次総合計画では、令和10年度の推計人口はおおむね24.4万人と減少を想定している。 第4節 災害の想定 第1 想定災害 本計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、府の被害想定において、市で最も被害が大きいとされる生駒断層帯地震を発生し得るべき最大の自然災害として想定し、これを基礎とした。 なお、国の「地震調査研究推進本部」による「生駒断層帯」と「南海トラフ」の地震発生可能性長期評価を資料編に記載した。また、中央防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」による地震動予測について、本計画「第1部 第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画」の巻末【参考資料】に示した。 この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮する。	第2節 社会的条件 第1 人口等 本市の人口は、令和6年3月31日現在、人口260,074人、世帯数128,254世帯である。人口推移を見ると、市制施行時の昭和23年には64,431人であったが、昭和30年代の高度経済成長期の人口・産業の都市集中により昭和44年には207,361人と20万人を超えた。昭和45年以降も人口の増加傾向は続いたが、平成3年をピークに微減に転じた。少子高齢化等の影響で令和3年度スタートの八尾市第6次総合計画では、令和10年度の推計人口はおおむね24.4万人と減少を想定している。 第4節 災害の想定 第1 想定災害 本計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、府の被害想定において、市で最も被害が大きいとされる生駒断層帯地震を発生し得るべき最大の自然災害として想定し、これを基礎とした。 なお、国の「地震調査研究推進本部」による「生駒断層帯」と「南海トラフ」の地震発生可能性長期評価を資料編に記載した。また、中央防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」による地震動予測について、本計画「第1部 第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画」の巻末【参考資料】に示した。 この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また、<u>複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）</u>が発生する可能性も考慮する。	修正 修正

削除

旧	新	備考
(16)市立病院 (17)水道局 ア 上水道施設の整備に関する事 イ 飲料水の確保に関する事 ウ 給水活動に関する事 エ 上水道施設の緊急対応及び応急対策に関する事 (18)教育委員会事務局 (19)市議会事務局 (20)選挙管理委員会事務局 (21)公平委員会事務局 (22)監査事務局 (23)農業委員会事務局 (24)固定資産評価審査委員会事務局 7 指定公共機関 (3)西日本電信電話株式会社	(<u>15</u>)市立病院 (<u>16</u>)教育委員会事務局 (<u>17</u>)市議会事務局 (<u>18</u>)選挙管理委員会事務局 (<u>19</u>)公平委員会事務局 (<u>20</u>)監査事務局 (<u>21</u>)農業委員会事務局 (<u>22</u>)固定資産評価審査委員会事務局 7 指定公共機関 (3)西日本電信電話株式会社(<u>関西支店</u>)、<u>株式会社NTTドコモ(関西支社)</u>(以下「<u>西日本電信電話株式会社等</u>」という。) <u>(4)KDDI株式会社(関西総支社)</u> <u>ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事</u> <u>イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事</u> <u>ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事</u> <u>エ 災害時における重要通信確保に関する事</u> <u>オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事</u> <u>カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事</u> <u>キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事</u>	削除 追記 追記

旧	新	備考
	<u>(5)ソフトバンク株式会社</u> <u>ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること</u> <u>イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること</u> <u>ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること</u> <u>エ 災害時における重要通信確保に関すること</u> <u>オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること</u> <u>カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること</u> <u>キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること</u>	追記
	<u>(6)楽天モバイル株式会社</u> <u>ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること</u> <u>イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること</u> <u>ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること</u> <u>エ 災害時における重要通信確保に関すること</u> <u>オ 携帯電話料金の減免に関すること</u> <u>カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること</u> <u>キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること</u>	追記
(4)関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社	(7)関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社	
(5)大阪ガス株式会社	(8)大阪ガス株式会社、<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>	追記
(6)日本通運株式会社	(9)日本通運株式会社	
(7)西日本高速道路株式会社	(10)西日本高速道路株式会社	
(8)日本赤十字社大阪府支部	(11)日本赤十字社大阪府支部	
8 指定地方公共機関	8 指定地方公共機関 <u>(1)大阪広域水道企業団</u> <u>ア 水道用水・工業用水道施設の耐震化等</u> <u>イ 水道用水・工業用水道の被害情報の収集・伝達</u> <u>ウ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保</u> <u>エ 水道用水及び工業用水の供給確保</u> <u>オ 応急給水及び応急復旧</u>	追記

旧	新	備考
(1) 築留土地改良区、青地井手口土地改良区、楠根川沿岸第二土地改良区、楠根川沿岸第三土地改良区、旧阪神飛行場土地改良区 (2) 近畿日本鉄道株式会社 (3) 大阪市高速電気軌道株式会社 (4) 一般社団法人大阪府トラック協会	(<u>2</u>) 築留土地改良区、青地井手口土地改良区、楠根川沿岸第二土地改良区、楠根川沿岸第三土地改良区、旧阪神飛行場土地改良区 (<u>3</u>) 近畿日本鉄道株式会社 (<u>4</u>) 大阪市高速電気軌道株式会社 (<u>5</u>) 一般社団法人大阪府トラック協会 (<u>6</u>) <u>各民間放送株式会社</u> <u>ア 防災知識の普及</u> <u>イ 災害時における広報</u> <u>ウ 緊急放送・広報体制の整備</u> <u>エ 気象予警報等の放送周知</u> <u>オ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力</u> <u>カ 被災放送施設の復旧事業の推進</u> (<u>7</u>) <u>大阪府道路公社</u> <u>ア 公社管理道路の整備と防災管理</u> <u>イ 道路施設の応急点検体制の整備</u> <u>ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保</u> <u>エ 被災道路の復旧事業の推進</u> (<u>8</u>) <u>一般社団法人大阪府LPガス協会</u> <u>ア LPガス施設の整備と防災管理</u> <u>イ 災害時におけるLPガスによる二次災害防止</u> <u>ウ 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保</u> <u>エ 被災LPガス施設の復旧事業の推進</u> 9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (9) やおコミュニティ放送株式会社、株式会社ジェイコムウエストかわち局 ア コミュニティFM及びケーブルテレビやインターネット等による災害情報の放送、放送施設の防災管理及び応急復旧	追記 追記 追記 削除 削除

旧	新	備考
第2編 予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市の防災構造の強化 第1 市街地の整備 2 整備方針 (1)都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)の策定 市は、市民の意見を踏まえながら、土地利用、市街地整備、都市施設整備等にかかる基本的な方針を平成23年に改訂を行い、さらに平成28年度に中間見直しを実施したところであり、今後も、都市の防災構造の強化に向け、適時見直しを図る。 (2)良好な市街地形成のための事業、制度の推進 市は、土地区画整理事業や再開発事業等において、土地の区画形質の変更、公共施設の配置及び宅地の整備、土地の合理的な高度利用などを進め、避難場所となる広場や避難路となる道路等を整備するもので、防災面からも有効である。これらの事業を推進するとともに、地区計画制度等の地区住民の合意に基づく良好な市街地形成のための誘導・規制の制度の導入を図る。 3 整備計画 (1)土地区画整理事業等の推進 市は、市街化区域内の空地等で先行整備が適切な区域については、市民との協働による土地区画整理事業や地区計画制度等の面的整備事業を推進する。また、山麓部の土砂災害警戒区域が近接している郡川地区周辺については、指定緊急避難場所(一時避難場所)が不足し、また、既存の指定避難場所と避難路が最短距離で結ばれていない状況である。そのため、市は、減災力や避難経路のアクセス性向上を目的に、土地区画整理事業などの面整備と連携	第2編 予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市の防災構造の強化 第1 市街地の整備 2 整備方針 (1)都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)の策定 市は、<u>めざす都市の姿を「成長しつづける安全・安心なコンパクトプラスネットワーク都市の形成」とし、令和3年3月に全面改定を行った。今後も</u>都市の防災構造の強化に向け、適宜見直しを図る。 (2)良好な市街地形成のための事業、制度の推進 <u>土地区画整理事業や再開発事業等は、市が</u>土地の区画形質の変更、公共施設の配置及び宅地の整備、土地の合理的な高度利用などを進め、避難場所となる広場や避難路となる道路等を整備するもので、防災面からも有効である。これらの事業を推進するとともに、地区計画制度等の地区住民の合意に基づく良好な市街地形成のための誘導・規制の制度の導入を図る。 3 整備計画 (1)土地区画整理事業等の推進 市は、市街化区域内の空地等で先行整備が適切な区域については、市民との協働による土地区画整理事業や地区計画制度等の面的整備事業を推進する。	修正 修正 削除

旧	新	備考
し、周辺住民が避難する指定緊急避難場所（一時避難場所）となる公園や、避難路の整備を推進する。 (4)防火地域・準防火地域の指定拡大による防災機能の向上 これまで、商業系地域を中心に指定していた、防火地域及び準防火地域のうち、準防火地域について、火災時に延焼するまでの時間を遅らせることにより人的被害を軽減するため、及び、建物更新時に不燃化を促進することによりまち全体の防火性能を高めるため、平成28年1月より市街化区域内の建坪率率60%以上の区域まで範囲を拡大し、市街地の防災機能の向上に努めた。 第2 防災空間の整備 3 整備計画 (7)生産緑地の活用 市街化区域内における生産緑地は、約125h a が指定（令和2年12月）されており、都市防災面においても貴重なオープンスペースとして位置づけられている。市は、防災協力農地登録制度の推進等により、災害時における延焼防止帯・緊急時の避難場所として、あるいは一時借用による仮設物の建設や資材集積場等としての保全・活用等を図る。 第3 公共施設等の安全化 3 整備計画 (1)耐震診断及び耐震改修等を促進 ア 公共建築物 市では、災害時に特に重要な機能を果たすべき建築物、小中学校及び義務教育学校の耐震化事業については完了している。 また、市営住宅を除く公共施設等についても建替え改修等を行い、耐震対策を完了した。市営住宅については、引き続き計画的な建替事業や耐震改修を推進する。 (7)建築物の安全性に関する指導 市は、建築物の新築、改築に関しては、建築基準法に基づく指導、助言により、安全性の	(4)防火地域・準防火地域の指定拡大による防災機能の向上 これまで、商業系地域を中心に指定していた、防火地域及び準防火地域のうち、準防火地域について、火災時に延焼するまでの時間を遅らせることにより人的被害を軽減するため、及び、建物更新時に不燃化を促進することによりまち全体の防火性能を高めるため、平成28年1月より市街化区域内の建蔽率60%以上の区域まで範囲を拡大し、市街地の防災機能の向上に努めた。 第2 防災空間の整備 3 整備計画 (7)生産緑地の活用 市街化区域内における生産緑地は、約120h a が指定（令和5年12月）されており、都市防災面においても貴重なオープンスペースとして位置づけられている。市は、防災協力農地登録制度の推進等により、災害時における延焼防止帯・緊急時の避難場所として、あるいは一時借用による仮設物の建設や資材集積場等としての保全・活用等を図る。 第3 公共施設等の安全化 3 整備計画 (1)耐震診断及び耐震改修等を促進 ア 公共建築物 市では、災害時に特に重要な機能を果たすべき建築物、小中学校及び義務教育学校の耐震化事業については完了している。<u>今後、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。</u> また、市営住宅を除く公共施設等についても建替え改修等を行い、耐震対策を完了した。市営住宅については、引き続き計画的な建替事業や耐震改修を推進する。 (7)建築物の安全性に関する指導 市は、建築物の新築、改築に関しては、建築基準法に基づく指導、助言により、安全性の	修正 修正 追記

旧	新	備考
確保に努める。	確保に努める。 <u>また市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</u>	追記
第2節 水害予防対策の推進	第2節 水害予防対策の推進	
第1 水害予防対策の推進	第1 水害予防対策の推進	
2 整備方針	2 整備方針	
市及び国、府等の防災関係機関は、河川・水路、農業用ため池の大雨による水害を防止するため、河川・水路、公共下水道、農業用ため池の改修整備を推進するとともに、避難体制の整備等のソフト対策を推進する。	市及び国、府等の防災関係機関は、河川・水路、農業用ため池の大雨による水害を防止するため、 <u>河川流域全体のあらゆる関係者が協働しながら、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施し</u> 、河川・水路、公共下水道、農業用ため池の改修整備を推進するとともに、避難体制の整備等のソフト対策を推進する。	追記
(3)水害減災対策の推進	(3)水害減災対策の推進	
市及び府は、寝屋川流域水害対策計画等のハード整備を推進する。また、洪水予報河川について、水防法に規定されるソフト対策として、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知するよう努める。	市及び府は、寝屋川流域水害対策計画等のハード整備を推進する。また、洪水予報河川について、水防法に規定されるソフト対策として、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知するよう努める。	
市は、特定都市河川について、特定都市河川浸水被害対策法に規定されるソフト対策として、都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（洪水等情報）の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るためにハザードマップ等により必要な事項を定め、住民に周知するよう努める。ハザードマップ等の作成にあたっては、河川近傍や浸水深の大きい区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。	市は、特定都市河川について、特定都市河川浸水被害対策法に規定されるソフト対策として、都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（洪水等情報）の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るためにハザードマップ等により必要な事項を定め、住民に周知するよう努める。ハザードマップ等の作成にあたっては、河川近傍や浸水深の大きい区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。 <u>また市は、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u>	追記
(5)水防拠点施設の活用	(5)水防拠点施設の活用	
国、府、市により策定した「 若林地区防災 拠点整備基本計画」に基づく役割分担により、防災関係機関と連携し、平常時は地域のコミュニティ活動の場として、また災害時には大正	国、府、市により策定した「 <u>大和川若林地区水防</u> 拠点整備基本計画」に基づく役割分担により、防災関係機関と連携し、平常時は地域のコミュニティ活動の場として、また災害時に	修正

旧	新	備考
コミュニティセンター・大正出張所・水防センターを、水防をはじめとする防災活動の拠点として活動する。	は大正コミュニティセンター・大正出張所・水防センターを、水防をはじめとする防災活動の拠点として活動する。	
3 整備計画	3 整備計画	
(5)農業用ため池の防災・減災対策	(5)農業用ため池の防災・減災対策	
防災対策として、市、府、農業用ため池管理者等関係機関は連携し、概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して農業用ため池の安全を保てるよう計画的な改修や、想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的な耐震整備、また、危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。	<u>市は、ため池の持つ洪水調節機能の活用によって、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するために、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。</u> 防災対策として、市、府、農業用ため池管理者等関係機関は連携し、概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して農業用ため池の安全を保てるよう計画的な改修や、想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的な耐震整備、また、危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。	追記
(7)水害減災対策の推進	(7)水害減災対策の推進	
カ 水防法の規定による浸水想定区域の指定・公表	カ 水防法の規定による浸水想定区域の指定・公表	
近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。	近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、<u>浸水範囲</u>等を公表する。	追記
府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。	府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、<u>浸水範囲</u>等を公表する。	追記
府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。	府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、<u>浸水範囲</u>等を公表する。	追記
	<u>ク 洪水リスク及び避難に関する情報の周知</u> <u>市は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じる。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。</u> <u>市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確</u>	追記

旧	新	備考
㊦ 大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会等 市及び府は、近畿地方整備局や府が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「府内各地域の水防連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。	㊦ 大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会等 市及び府は、気候変動による影響を踏まえ、近畿地方整備局や府が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川流域治水協議会（淀川分会）」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「寝屋川流域協議会」及び「府内各地域の水防連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。	追記 追記 追記 修正
㊦ 浸水被害軽減地区の指定	㊦ 浸水被害軽減地区の指定	
㊦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 (ア)洪水予報等の伝達方法 ● 防災行政無線(戸別受信機を含む。) ● 広報車 ● インターネット(市ホームページ) ● 電話、ファックス ● エリアメール、緊急速報メール ● コミュニティFM、ケーブルテレビ ● Lアラート(災害情報共有システム) ● 生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信 ● ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等	㊦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 (ア)洪水予報等の伝達方法 ● 防災行政無線(戸別受信機を含む。) ● 広報車 ● インターネット(市ホームページ) ● 電話、ファックス ● エリアメール、緊急速報メール ● ケーブルテレビ ● Lアラート(災害情報共有システム) ● 生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信 ● ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等	削除
(8)都市型水害対策 ア 情報の提供 地下駐車場、地下街（地階）、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Lアラート（災害情報共有システム）、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（S	(8)都市型水害対策 ア 情報の提供 地下駐車場、地下街（地階）、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Lアラート（災害情報共有システム）、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用等を通	削除

旧	新	備考
NS）の活用等を通じて気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。 (9)特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 ア 「寝屋川流域水害対策計画」の推進 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法規定の「寝屋川流域水害対策計画」を策定した。この計画に基づき、行政と流域住民等が一体となって浸水被害の解消をめざす。	じて気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。 (9)特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 ア 「寝屋川流域水害対策計画」の推進 府は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法規定の「寝屋川流域水害対策計画」を策定している。この計画に基づき、行政と流域住民等が一体となって浸水被害の解消をめざす。	追記 修正
第2 土砂災害対策の推進	第2 土砂災害対策の推進	
3 整備計画 (4)土砂災害警戒区域等における防災対策 市は、府が行う土砂災害警戒情報等の発表、防災情報の発表、土砂災害警戒区域等の指定・公表に基づいて、土砂災害に対する事前の備えと土砂流出時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。また、土砂災害特別警戒区域内での開発行為については、制限や勧告を行う。ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりを起因として起こる自然災害をいう。また、山麓部の土砂災害警戒区域が近接している郡州地区周辺については、指定緊急避難場所（一時避難場所）が不足し、また、既存の指定避難場所と避難路が最短距離で結ばれていない状況である。そのため、市は、減災力や避難経路のアクセス性向上を目的に、土地区画整理事業などの面整備と連携し、周辺住民が避難する指定緊急避難場所（一時避難場所）となる公園や、避難路の整備を推進する。 エ 警戒避難体制等(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難（避難場所及び避難経路に関する事項含む）及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定め、警戒区域ごとあるいは集落ごとのハザードマップを作成する。 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。 要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがある時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報	3 整備計画 (4)土砂災害警戒区域等における防災対策 市は、府が行う土砂災害警戒情報等の発表、防災情報の発表、土砂災害警戒区域等の指定・公表に基づいて、土砂災害に対する事前の備えと土砂流出時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。また、土砂災害特別警戒区域内での開発行為については、制限や勧告を行う。ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりを起因として起こる自然災害をいう。 エ 警戒避難体制等(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難（避難場所及び避難経路に関する事項含む）及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定め、警戒区域ごとあるいは集落ごとのハザードマップを作成する。 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。 要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがある時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報	削除

旧	新	備考
の伝達方法を地域防災計画に定める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。	の伝達方法を地域防災計画に定める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。 <u>市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</u>	追記
オ 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限 土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。	オ 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限 土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。<u>また市は、土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。</u>	追記
(5)山地災害対策 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要がある時は、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。	(5)山地災害対策 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要がある時は、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。 <u>府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。</u> <u>さらに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u>	追記
市及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布する	市及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布する	

旧	新	備考
等、周知に努める。 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。 (6)宅地防災対策 市は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。 市は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。 府及び市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。 資料9 宅地造成工事規制区域	等、周知に努める。 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。 <u>府は、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。</u> (6)宅地造成及び盛土等対策 市は、宅地造成等に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成等工事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指定する。 市は、開発事業者に対して、宅地造成及び盛土等に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。 府及び市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識の向上、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。 府及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 資料9 宅地造成等工事規制区域	追記 修正 追記 追記・修正 削除・追記 追記 追記 第1と第2を入れ替え
第3節 ライフライン関係施設の整備	第3節 ライフライン関係施設の整備	
	<u>第1 下水道施設防災対策の推進</u> <u>1 実施担当機関</u> <u>下水道部、防災関係機関（東部流域下水道事務所、大阪市）、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局</u> <u>2 整備方針</u>	

旧	新	備考
	<u>市は、計画的な維持管理による安定したサービスレベルの確保や、下水道施設の新設整備、改築・更新による耐震性の向上を進めるとともに、災害時における応急復旧体制を確立する。また、下水道施設への流入・流出量及び水質並びに水防情報について、常に把握できる体制の確保に努める。</u> 3 整備計画 (1)管路施設の耐震化 <u>下水道施設の新設整備や改築・更新に合わせ、管路の重要度に応じて耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化を図る。</u> (2)応急復旧体制の強化 <u>市は、危険発生時でも下水道機能を確保するため、業務継続計画（下水道BCP）に基づき、応急復旧体制の整備・充実を図り、応急復旧時において迅速に対応できる体制づくりを行う。</u> (3)応急復旧用資機材の整備 <u>市は、応急復旧用資機材の備蓄・点検を定期的に行うとともに、調達体制の確保、整備を行う。</u> (4)相互応援体制の整備 <u>市は、府と協力して、周辺市町村等との広域的な相互応援体制の確立を図る。</u>	
第1 水道施設防災対策の推進	第2 水道施設防災対策の推進	
1 実施担当機関 <u>水道局</u>、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局 2 整備方針 <u>市</u>は、地震による水道施設の被害を最小限にとどめるために、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、施設の耐震性を強化するとともに、震災時の飲料水確保に必要な施設・設備の整備を図る。 3 整備計画	1 実施担当機関 <u>大阪広域水道企業団</u>、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局 2 整備方針 <u>大阪広域水道企業団</u>は、地震による水道施設の被害を最小限にとどめるために、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、施設の耐震性を強化するとともに、震災時の飲料水確保に必要な施設・設備の整備を図る。 3 整備計画	修正 修正

旧	新	備考
(1)配水施設の耐震化 市は、受・配水施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化を図る。 (2)応急復旧体制の強化 市は、施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム(水道情報通信ネットワーク)を整備する。また、管路の多重化等によるバックアップ機能の強化、水道施設関係図書の整備、震災対策マニュアルの整備を行うとともに、防災訓練等により応急復旧時において迅速に対応できる体制づくりを行う。 (3)応急復旧用倉庫・資機材の整備 市は、応急復旧用倉庫の整備・資機材の備蓄・定期点検を行うとともに、調達体制の確保、整備を行う。 (4)相互応援体制の整備 市は、府、大阪広域水道企業団、大阪広域水道震災対策中央本部、大阪市水道局及び日本水道協会との連絡・協力体制を確立する。 また、災害時その他の非常事態により、水道施設等に被害が発生した場合の相互応援並びに被害の防止及び軽減を図るため、隣接する大阪市（平成9年5月）や東大阪市(平成16年9月)、柏原市（平成20年11月）と相互応援給水協定を締結した。今後も引き続き、府内市町村との相互応援体制の確立と充実を図る。	(1)配水施設の耐震化 <u>大阪広域水道企業団</u>は、受・配水施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化を図る。 (2)応急復旧体制の強化 <u>大阪広域水道企業団</u>は、施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための<u>アクアネット大阪の活用を図る</u>。また、管路の多重化等によるバックアップ機能の強化、水道施設関係図書の整備、震災対策マニュアルの整備を行うとともに、防災訓練等により応急復旧時において迅速に対応できる体制づくりを行う。 (3)応急復旧用倉庫・資機材の整備 <u>大阪広域水道企業団</u>は、応急復旧用倉庫の整備・資機材の備蓄・定期点検を行うとともに、調達体制の確保、整備を行う。 (4)相互応援体制の整備 <u>大阪広域水道企業団は府、市</u>及び日本水道協会との連絡・協力体制を確立する。	修正 修正 修正 修正 修正 削除 第1と第2を入れ替え
第2 下水道施設防災対策の推進 1 実施担当機関 下水道部、防災関係機関（東部流域下水道事務所、大阪市）、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局 2 整備方針 市は、計画的な維持管理による安定したサービスレベルの確保や、下水道施設の新設整備、改築・更新による耐震性の向上を進めるとともに、災害時における応急復旧体制を確立する。また、下水道施設への流入・流出量及び水質並びに水防情報について、常に把握できる体制の確保に努める。 3 整備計画		

旧	新	備考
(3)応急復旧体制の強化 広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を確立し、運用する。	(建物を含む。以下、「通信設備等」という。)の強化と保全に努める。 (3)応急復旧体制の強化 広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編制、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を確立し、運用する。	修正
第6 住民への広報	第6 住民への広報	
1 実施担当機関 ライフラインに関わる事業者等（政策企画部、都市整備部、下水道部、水道局、防災関係機関（東部流域下水道事務所、大阪市）、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社）、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局	1 実施担当機関 ライフラインに関わる事業者等（政策企画部、都市整備部、下水道部、大阪広域水道企業団、防災関係機関（東部流域下水道事務所、大阪市）、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局	修正 追記
2 整備方針 ライフラインに関わる事業者等は、広報活動を実施し、利用者の防災意識向上を図る。 - 市及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する - 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害防止のため、災害時の注意事項等について広報する - 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する	2 整備方針 ライフラインに関わる事業者等は、広報活動を実施し、利用者の防災意識向上を図る。 - 下水道部、大阪広域水道企業団及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する - 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害防止のため、災害時の注意事項等について広報する - 西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する	修正 追記
第5節 危険物等災害予防対策の推進	第5節 危険物等災害予防対策の推進	
3 整備計画 (1)危険物、高圧ガス及び火薬類災害予防対策 エ 啓発	3 整備計画 (1)危険物、高圧ガス及び火薬類災害予防対策 エ 啓発	

旧	新	備考
危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間、高圧ガス保安活動促進週間及び火薬類危害予防週間を中心に、各関係者に各種啓発事業を行う。	危険物安全月間、高圧ガス保安活動促進週間及び火薬類危害予防週間を中心に、各関係者に各種啓発事業を行う。	削除
第2章 災害応急対策・復旧対策への備えの充実	第2章 災害応急対策・復旧対策への備えの充実	
第1節 防災体制の整備	第1節 防災体制の整備	
市及び防災関係機関は、自らの組織動員体制の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や資機材の整備、防災訓練の実施等を通じて、相互に連携しながら、総合的な防災体制の確立をめざす。また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。 災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を行う。災害時においては状況が刻々と変化していく中で、詳細な情報を伝達するいとまがなく、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生することも想定し、このようなことを未然に防ぐ観点から、防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。また、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に従事・活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。	市及び防災関係機関は、自らの組織動員体制の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や資機材の整備、防災訓練の実施等を通じて、相互に連携しながら、総合的な防災体制の確立をめざす。また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。 災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、<u>災害が発生するおそれがある場合は、</u>災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を行う。災害時においては状況が刻々と変化していく中で、詳細な情報を伝達するいとまがなく、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生することも想定し、このようなことを未然に防ぐ観点から、防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。 <u>また、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に従事・活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。</u>	追記
第1 動員体制の整備	第1 動員体制の整備	改行
6 業務継続体制の整備 (1)被災者を支援するシステムの活用 市は、被災者を早期に支援するためICTを活用した被災者<u>生活再建</u>支援システムを適切に運用する。 7 市応援・受援体制の整備 八尾市災害受援・応援計画において、市が大規模災害で被災した場合の迅速な応援要請と円滑な調整・受入れ、他自治体等で災害が発生した場合の市職員の応援に係る基本的な対応	6 業務継続体制の整備 (1)被災者を支援するシステムの活用 市は、被災者を早期に支援するためICTを活用した被災者支援システムを適切に運用する。 7 市応援・受援体制の整備 八尾市災害受援・応援計画において、市が大規模災害で被災した場合の迅速な応援要請と円滑な調整・受入れ、他自治体等で災害が発生した場合の市職員の応援に係る基本的な対応	削除

旧	新	備考
を定めた（令和２年３月策定）。 今後、本計画に基づき各課、各班は、それぞれの非常時優先業務における受援体制の整備を進めていくとともに、定期的な教育・訓練等を実施し、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂を行う。 また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。	を定めた（令和２年３月策定）。 今後、本計画に基づき各課、各班は、それぞれの非常時優先業務における受援体制の整備を進めていくとともに、定期的な教育・訓練等を実施し、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂を行う。 また、<u>府及び市は訓練等を通じて</u>、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて<u>八尾市災害受援・応援計画に記載するとともに</u>、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 9 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 <u>市は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。</u>	追記 追記 追記
第2 防災中枢拠点の機能充実	第2 防災中枢拠点の機能充実	
1 実施担当機関 危機管理課、政策企画部、都市整備部、消防本部、水道局、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局 2 防災中枢拠点等の整備・充実 市は、災害時における防災対策の重要な意思決定、市全体の活動の指示等を行う拠点である市庁舎をはじめ、消防活動の拠点としての消防庁舎（消防本部・消防署）を防災中枢拠点と定義し、また、市民の命をつなぐ飲料水の給水活動の拠点となる水道局庁舎や各種災害対応の中心的役割を果たす施設である保健医療調整本部（保健所）や、市災害医療センター（市立病院）、緊急輸送拠点、消防出張所を防災拠点施設と定義し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に配慮しつつ、大地震動後に庁舎等を補修することなく速やかに業務が再開できるよう整備する。また、十分な期間（最低３日分）の電源が確保できるよう燃料の備蓄等を行うことや通信システムの充実等の施設設備の防災機能の向上を図るとともに、感染症対策に係る施設設備についても整備する。なお、これらの施設のバックアップ対策として、他の公共施設においても防災機能の向上に努める。 これらの防災中枢拠点等は、速やかな業務再開が望まれ、堅牢な建築物であるべきことから、市庁舎が有事の際、消防庁舎や水道局庁舎は災害対策本部の設置場所となるよう整備する。	1 実施担当機関 危機管理課、政策企画部、都市整備部、消防本部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局 2 防災中枢拠点等の整備・充実 市は、災害時における防災対策の重要な意思決定、市全体の活動の指示等を行う拠点である市庁舎をはじめ、消防活動の拠点としての消防庁舎（消防本部・消防署）を防災中枢拠点と定義し、また、各種災害対応の中心的役割を果たす施設である保健医療調整本部（保健所）、市災害医療センター（市立病院）、緊急輸送拠点、消防出張所を防災拠点施設と定義し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に配慮しつつ、大地震動後に庁舎等を補修することなく速やかに業務が再開できるよう整備する。また、<u>防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、平常時からの点検、訓練等に努め</u>、十分な期間（最低３日分）の電源が確保できるよう燃料の備蓄等を行うことや通信システムの充実等の施設設備の防災機能の向上を図るとともに、感染症対策に係る施設設備についても整備する。なお、これらの施設のバックアップ対策として、他の公共施設においても防災機能の向上に努める。 これらの防災中枢拠点等は、速やかな業務再開が望まれ、堅牢な建築物であるべきことから、市庁舎が有事の際、消防庁舎は災害対策本部の設置場所となるよう整備する。<u>また、防災中枢拠点等については非構造部材を含めた耐震化を推進する。</u>	削除 削除 削除 追記 削除・追記

旧	新	備考
第4 他市町村及び防災関係機関との連携体制 1 実施担当機関 危機管理課、総務部、消防本部、市立病院、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局 2 防災関係機関・民間団体等との連携 市は、防災会議、その他の連絡会議、防災訓練等を通じて、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、民間の防災組織等との連携・連絡体制、協力体制づくりを進め、必要な協定を締結するよう努める。なお、協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。 11 事業者・ボランティアとの連携 市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。 また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。府及び市は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 第2節 情報収集伝達体制の整備 市は、発災時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府等の防災関係機関との相互の情	第4 他市町村及び防災関係機関との連携体制 1 実施担当機関 危機管理課、総務部、消防本部、<u>防災関係機関</u>、市立病院、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局 2 防災関係機関・民間団体等との連携 市は、防災会議、その他の連絡会議、防災訓練等を通じて、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、民間の防災組織等との連携・連絡体制、協力体制づくりを進め、必要な協定を締結するよう努める。なお、協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。 <u>防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u> 11 事業者・ボランティアとの連携 市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。 また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。府及び市は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 第2節 情報収集伝達体制の整備 市は、発災時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府等の防災関係機関との相互の情	追記 追記 追記

旧	新	備考
報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立を図るとともに、災害情報の集約等ＩＣＴを活用したシステムの整備に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備を行う。	報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立を図るとともに、災害情報の集約等ＩＣＴを活用したシステムの整備に努める。また、<u>災害時の使用を考慮し、十分な電気通信回線の回線容量を確保するほか</u>、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備を行う。	追記
【情報収集伝達体系】	【情報収集伝達体系】	修正
2 情報収集伝達体制の整備	2 情報収集伝達体制の整備	
(2)多様な情報収集システムの確保	(2)多様な情報収集システムの確保	
市は、大阪地区非常通信、報道機関、気象情報システム、アマチュア無線、インターネット等、多様な災害情報収集体制を確保するように努める。被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線設備の整備を図るとともに、広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）の活用も含め、災害時要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の確保に努める。また、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。	市は、大阪地区非常通信、報道機関、気象情報システム、アマチュア無線、インターネット等、多様な災害情報収集体制を確保するように努める。被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線設備の整備を図るとともに、広報車、インターネット（市ホームページ）、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、<u>臨時災害放送局</u>、ケーブルテレビ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）の活用も含め、災害時要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の確保に努める。また、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。	削除・追記
4 通信手段の確保・整備	4 通信手段の確保・整備	
(3)防災行政無線等の整備・充実	(3)防災行政無線等の整備・充実	
市は、災害時（危機管理事象全般を含む）における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、本部及び各施設並びに防災関係機関との相互通信を図るとともに、必要な情報を市民に伝達する手段として防災行政無線等の整備・充実を図る。また、衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保する。	市は、災害時（危機管理事象全般を含む）における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、本部及び各施設並びに防災関係機関との相互通信を図るとともに、必要な情報を市民に伝達する手段として防災行政無線等の整備・充実を図る<u>ほか、消防無線のデジタル化の整備・充実に努める</u>。また、衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保する。	追記

旧	新	備考
5 災害広報体制の整備 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。 また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。 (3)広報文案の事前準備 ● 地震の規模・津波・地震活動・気象・水位・放射線量等の状況 ● 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ ● 出火防止、初期消火の呼びかけ ● 災害時要配慮者への支援の呼びかけ ● 災害応急活動の窓口及び実施状況 (4)広報手法の整備 ● 防災行政無線による情報の提供 ● 広報車の充実 ● ホームページによる情報の提供 ● エリアメール、緊急速報メールによる情報の提供 ● 連絡拠点（各出張所）、地区拠点（各小学校）における地域防災無線の整備、掲示板等による広報体制の確保・充実 ● コミュニティFM、ケーブルテレビによる情報の提供 ● Lアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信 ● 生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信 ● ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用 ● 災害時要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手法の確保 (10)避難所運営にあたってのICTの活用 市は、ICTを活用した被災者支援にかかる総合的な情報システム（被災者生活再建支援システム）の運用をはじめ、避難所におけるICT基盤（災害情報システム）の活用、並びに避難所運営に関わる職員の操作の習熟を図る。	5 災害広報体制の整備 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。 また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。 <u>さらに、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、府と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u> (3)広報文案の事前準備 ● <u>地震情報（震度、震源、地震活動等）</u>・津波・気象・水位・放射線量等の状況 ● 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ ● 出火防止、初期消火の呼びかけ ● 災害時要配慮者への支援の呼びかけ ● 災害応急活動の窓口及び実施状況 (4)広報手法の整備 ● 防災行政無線による情報の提供 ● 広報車の充実 ● ホームページによる情報の提供 ● エリアメール、緊急速報メールによる情報の提供 ● 連絡拠点（各出張所）、地区拠点（各小学校）における地域防災無線の整備、掲示板等による広報体制の確保・充実 ● ケーブルテレビ、<u>臨時災害放送局</u>による情報の提供 ● Lアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信 ● 生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信 ● ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用 ● 災害時要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手法の確保 (10)避難所運営にあたってのICTの活用 市は、ICTを活用した被災者支援にかかる総合的な情報システム（被災者支援システム）の運用をはじめ、避難所におけるICT基盤（災害情報システム）の活用、並びに避難所運営に関わる職員の操作の習熟を図る。	追記 削除・修正 削除・追記 削除

旧	新	備考
第3節 消防及び医療体制の整備 第2 消火・救助・救急体制の整備 6 連携体制の整備 消防本部、府、大阪府警察（八尾警察署）、自衛隊等は相互に連携し、消火・救助・救急活動を円滑に行うため、情報相互連絡体制、輸送体制の整備に努める。 第3 災害時医療体制の整備 【災害時の医療体制】 <推進体制> 八尾市災害対策本部 保健医療調整本部 (八尾市保健所内) 八尾市医師会 八尾市歯科医師会 八尾市薬剤師会 警察 消防 市内災害医療機関 市関係課等 <医療救護活動> 後方医療活動 災害拠点病院(市外) (中河内救命救急センター) 対象:重症、重篤患者 大阪府広域搬送拠点臨時医療施設（八尾SCU） 市災害医療センター（市立病院） 対象：中等症患者 災害医療協力病院 DMAT 災害拠点病院(市外) (被災地外) 現地医療活動 応急救護所 医療救護所 医薬品の確保の調整 (調査は、八尾市薬剤師会・医薬品関連業者) 八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会等との連携による医療救護活動の推進 八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会等の協力による医療救護チームの派遣 2 災害時の医療救護活動の基本的考え方	第3節 消防及び医療体制の整備 第2 消火・救助・救急体制の整備 6 連携体制の整備 消防本部、府、大阪府警察（八尾警察署）、自衛隊等は<u>平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め</u>、相互に連携し、消火・救助・救急活動を円滑に行うため、情報相互連絡体制、輸送体制の整備に努める。 第3 災害時医療救護体制の整備 【災害時の医療救護体制】 <推進体制> 八尾市災害対策本部 保健医療調整本部 (八尾市保健所内) 八尾市医師会 八尾市歯科医師会 八尾市薬剤師会 警察 消防 市内災害拠点病院等 <医療救護活動> 後方医療活動 災害拠点病院(市外) (中河内救命救急センター) 対象:重症、重篤患者 大阪府広域搬送拠点臨時医療施設（八尾SCU） 市災害医療センター（市立病院） 対象：中等症患者 災害医療協力病院 DMAT等 被災地域外災害拠点病院 現地医療活動 応急救護所 医療救護所 医薬品の確保の調整 (調査は、八尾市薬剤師会・医薬品関連業者) 八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会との連携による医療救護活動の推進 八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会の協力による医療救護チームの派遣 2 災害時の医療救護活動の基本的考え方	追記 追記 追記 削除・追記 修正 修正、削除 削除

旧	新	備考
市は、八尾市医師会等の協力を得て、医療救護チームの編成数や構成、派遣基準等についての方針を定める。 ア 医療救護チームの編成及び構成 災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病等多様な状況に適切に対応できるよう、医師、看護師、その他多職種で編成するとともに、診療科等を考慮した医療救護チームを構成する。 ウ 派遣要請 医療救護チームが不足する場合、府、日本赤十字社大阪府支部へ医療救護チームの派遣を要請する。 (2)救護所の確保 市は、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会の協力を得て、災害時に開設する医療施設（診療所、医院等）の確保を図るとともに、大規模災害時には、避難所となる学校の保健室等及び災害現場付近に救護所を開設する。 6 後方医療体制の整備 災害時の後方医療体制は、市内外の災害拠点病院である災害医療機関が中心に担う。 (1)災害医療機関の整備 ア 市災害医療センターの確保・充実 市は、災害時における医療救護活動の拠点となる市災害医療センターとして市立病院を位置づけ、災害時後方医療体制の整備・充実を図る。 イ 災害医療協力病院の整備 市は、府と協力し、災害時の後方支援活動を行う災害医療協力病院を整備する。 (2)病院災害対策マニュアルの作成 【市内災害医療機関】	市は、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会の協力を得て、医療救護チームの編成及び構成、派遣基準等についての方針を定める。 ア 医療救護チームの編成及び構成 災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病等多様な状況に適切に対応できるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他多職種で編成するとともに、診療科等を考慮した構成とする。 ウ 派遣要請 医療救護チームが不足する場合、府に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。 (2)救護所の確保 市は、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会の協力を得て、災害時に救護所を開設する医療施設（診療所、医院等）の確保を図るとともに、大規模災害時には、避難所となる学校の保健室等及び災害現場付近に救護所を開設する。 6 後方医療体制の整備 災害時の後方医療体制は、市内外の災害拠点病院である災害拠点病院等が中心に担う。 (1)市内外災害拠点病院等の体制整備 ア 市災害医療センターの体制整備 市は、災害時における医療救護活動の拠点となる市災害医療センターとして市立病院を位置づけ、災害時後方医療体制の整備・充実を図る。 イ 市内災害医療協力病院との連携体制整備・充実 市は、府と協力し、災害時の後方支援活動を行う災害医療協力病院との連携体制の整備・充実を図る。 (2)病院災害対策マニュアルの作成 【市内災害拠点病院等】	修正 追記・修正 修正 追記 修正 修正 修正 修正 修正

旧	新	備考												
8 医薬品等の確保体制の整備 (2)後方医療活動のための医薬品の確保の調整 災害医療機関は、後方医療活動を行うために必要な医薬品や医療用資機材等についての備蓄を推進する。 10 災害医療訓練の実施 各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。市、府、災害医療機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。	8 医薬品等の確保体制の整備 (2)後方医療活動のための医薬品の確保の調整 災害拠点病院等は、後方医療活動を行うために必要な医薬品や医療用資機材等についての備蓄を推進する。 10 災害医療訓練の実施 各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。市、府、災害拠点病院等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。	修正 修正												
第4節 緊急輸送体制の整備	第4節 緊急輸送体制の整備													
第2 航空輸送体制の整備	第2 航空輸送体制の整備													
2 災害時用臨時ヘリポートの選定 【災害時用臨時ヘリポート】 <table><tr><th>区 分</th><th>ヘリポート位置</th></tr><tr><td>航空輸送拠点</td><td>八尾空港</td></tr><tr><td>災害時用臨時ヘリポート</td><td>山本球場、桂球場、恩智川治水緑地、久宝寺緑地、河川防災ステーション（大正コミュニティセンター）</td></tr></table> 3 航空輸送会社との協定締結 市は、航空輸送が円滑に実施できるよう航空輸送会社等との協定締結に努める。	区 分	ヘリポート位置	航空輸送拠点	八尾空港	災害時用臨時ヘリポート	山本球場、桂球場、恩智川治水緑地、久宝寺緑地、河川防災ステーション（大正コミュニティセンター）	2 災害時用臨時ヘリポートの選定 【災害時用臨時ヘリポート】 <table><tr><th>区 分</th><th>ヘリポート位置</th></tr><tr><td>航空輸送拠点</td><td>八尾空港</td></tr><tr><td>災害時用臨時ヘリポート</td><td>山本球場、桂球場、恩智川治水緑地、久宝寺緑地、<u>大和川若林地区</u>河川防災ステーション（大正コミュニティセンター）<u>、大阪府中部広域防災拠点</u></td></tr></table> 3 航空輸送会社との協定締結 市は、航空輸送が円滑に実施できるよう航空輸送会社<u>及び中部防災拠点</u>等との協定締結に努める。	区 分	ヘリポート位置	航空輸送拠点	八尾空港	災害時用臨時ヘリポート	山本球場、桂球場、恩智川治水緑地、久宝寺緑地、 <u>大和川若林地区</u> 河川防災ステーション（大正コミュニティセンター） <u>、大阪府中部広域防災拠点</u>	追記 追記 追記
区 分	ヘリポート位置													
航空輸送拠点	八尾空港													
災害時用臨時ヘリポート	山本球場、桂球場、恩智川治水緑地、久宝寺緑地、河川防災ステーション（大正コミュニティセンター）													
区 分	ヘリポート位置													
航空輸送拠点	八尾空港													
災害時用臨時ヘリポート	山本球場、桂球場、恩智川治水緑地、久宝寺緑地、 <u>大和川若林地区</u> 河川防災ステーション（大正コミュニティセンター） <u>、大阪府中部広域防災拠点</u>													
第5節 避難受入れ体制の整備	第5節 避難受入れ体制の整備													
第1 避難誘導体制	第1 避難誘導体制													
2 避難誘導体制の確立	2 避難誘導体制の確立													

旧	新	備考
(4)避難誘導方法の徹底 市は、「わがまち防災マップ」等を活用し、対象地域の市民に避難場所、避難路、避難所、避難の方法等について周知する。なお、災害種別（震災、津波、豪雨災害）や避難形態（緊急一時退避、退避避難、滞在避難（避難生活））に応じて、避難場所が異なる場合は住民にわかりやすく周知する。また、避難行動要支援者の避難誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会（町会）等地域住民組織と連携した体制づくりを図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 また、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 3 案内標識等の整備 市は、避難場所、避難路、避難所等に案内標識、誘導標識等を設置し、市民への周知を図る。誘導標識の設置にあたっては、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。 第2 避難場所、避難路、避難所の選定・整備 2 避難場所、避難路の選定 市は、避難場所及び避難路を選定する。 なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合において、特定の災害によっては当該施設に避難することが不適当で	(4)避難誘導方法の徹底 市は、「わがまち防災マップ」等を活用し、対象地域の市民に避難場所、避難路、避難所、避難の方法等について周知する。なお、災害種別（震災、津波、豪雨災害）や避難形態（緊急一時退避、退避避難、滞在避難（避難生活））に応じて、避難場所が異なる場合は住民にわかりやすく周知する。また、避難行動要支援者の避難誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会（町会）等地域住民組織と連携した体制づくりを図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 また、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部局は保健所と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 3 案内標識等の整備 市は、避難場所、避難路、避難所等に案内標識、誘導標識等を設置し、市民への周知を図る。誘導標識の設置にあたっては、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。<u>なお、避難場所標識等について、「案内用図記号（J I S Z 8210）の追補 6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。</u> 第2 避難場所、避難路、避難所の選定・整備 2 避難場所、避難路の選定 市は、避難場所及び避難路を選定する。 <u>また市は、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。</u> なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合において、特定の災害によっては当該施設に避難することが不適当で	修正 修正 追記 追記

旧	新	備考
ある場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。	ある場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。	
6 避難所の指定・整備	6 避難所の指定・整備	
市は、家屋の損壊、滅失、浸水、流出、放射性物質及び放射線の放出等により避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等をふまえ、自治会、町会、小学校区等の単位で指定する。指定した避難所については、安全度を評価し、その結果を公表するとともに、避難所の建物が使用できなくなった場合に代替する避難施設をあらかじめ定める。	市は、家屋の損壊、滅失、浸水、流出、放射性物質及び放射線の放出等により避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等をふまえ、自治会、町会、小学校区等の単位で指定する。指定した避難所については、安全度を評価し、その結果を公表するとともに、避難所の建物が使用できなくなった場合に代替する避難施設をあらかじめ定める。	
また、市及び府の施設管理者は、小学校等避難所に指定した施設について、非構造部材も含めた耐震化・不燃化、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等を促進するとともに、避難者の保護受入れが円滑に行われるように、避難所の福祉的整備、備蓄倉庫、非常用電源、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の導入等の施設設備の充実を図るとともに、避難所の管理運営体制の整備を図る。	また、市及び府の施設管理者は、小学校等避難所に指定した施設について、非構造部材も含めた耐震化・不燃化、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等を促進するとともに、避難者の保護受入れが円滑に行われるように、避難所の福祉的整備、備蓄倉庫、非常用電源、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の導入等の施設設備の充実を図るとともに、避難所の管理運営体制の整備を図る。	
市は、避難所までのルートや災害種別に対応した避難所であることが誰にでもわかるよう、避難所等へのサイン化表示を進める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。さらに、平常時から指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。	市は、避難所までのルートや災害種別に対応した避難所であることが誰にでもわかるよう、避難所等へのサイン化表示を進める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。<u>併せて、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u>さらに、平常時から指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。	追記
加えて、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。	加えて、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u>	追記
(2)福祉避難所(二次的な避難施設)(社会福祉会館、老人福祉センター等)	(2)福祉避難所(二次的な避難施設)(社会福祉会館、老人福祉センター等)	
指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な災害時要配慮者を受け入れることができる設備を有している公的施設とする。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所とする。	指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な災害時要配慮者を受け入れることができる設備を有している公的施設等とする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u>また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所とする。<u>指定の際には、受け入れ対象者を特定して公示する。</u>	追記
10 災害時要配慮者に配慮した避難施設等の整備	10 災害時要配慮者に配慮した避難施設等の整備	
市は、災害時要配慮者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化	市は、災害時要配慮者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化	

旧	新	備考
に努めるとともに、災害時要配慮者を臨時的に保護するために、二次的な避難所として福祉避難所の指定を進める。また、民間社会福祉施設との間であらかじめ協定を締結するなど、臨時的な福祉避難所の確保に努める。 市は、避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、民間福祉関係者等の協力も得ながら、府と連携し必要な人員を確保する。	に努めるとともに、災害時要配慮者を臨時的に保護するために、二次的な避難所として福祉避難所の指定を進める。また、民間社会福祉施設との間であらかじめ協定を締結するなど、臨時的な福祉避難所の確保に努める。	削除
第3 広域避難体制の整備	第3 広域避難体制の整備	
市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。	市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、<u>災害が発生又は発生するおそれがある場合</u>の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。 <u>1 府内市町村間の広域避難の協議等</u> 市は、<u>災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u> <u>2 都道府県外の広域避難の協議等</u> 市は、<u>他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。</u> <u>府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。</u>	修正
		追記
		追記
第8 罹災証明書の発行体制の整備	第8 罹災証明書の発行体制の整備	
市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、被災者<u>生活再建</u>支援システムの活用、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進め、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施でき	市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、被災者支援システムの活用、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進め、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努	削除

旧								新							備考
ハットマイク リヤカー 担 架 簡易ベッド 自転車 ごみ袋 工 具 セット 着替え用 テント								ハットマイク リヤカー 担 架 自転車 ごみ袋 工 具 セット 着替え用 テント							削除
第2 飲料水の確保															
1 実施担当機関															
水道局 、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局															
2 応急給水体制の整備・充実															
市、府及び府内水道（ 用水供給 ）事業体は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人あたり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。															
3 応急給水用資機材等の整備															
市は、給水タンク、給水容器、給水用車両、その他給水に必要な資機材の確保に努める。															
4 広域相互応援体制の整備															
市は、災害発生時、応急活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を迅速かつ適切に行うため、大阪府水道災害調整本部との連携、連絡体制の整備に努める。															
第7節 災害発生時の廃棄物処理体制の確保															
4 災害廃棄物等の処理体制の確立															
(5)災害廃棄物に関する情報の周知															
市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste Net）や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。															

第2 飲料水の確保														
1 実施担当機関														
大阪広域水道企業団 、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局														
2 応急給水体制の整備・充実														
市、府、 大阪広域水道企業団 、府内水道事業体は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人あたり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。														
3 応急給水用資機材等の整備														
市は 大阪広域水道企業団と協力して 、給水タンク、給水容器、給水用車両、その他給水に必要な資機材の確保に努める。														
4 広域相互応援体制の整備														
市は 大阪広域水道企業団と協力して 、災害発生時、応急活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を迅速かつ適切に行うため、大阪府水道災害調整本部との連携、連絡体制の整備に努める。														
第7節 災害発生時の廃棄物処理体制の確保														
4 災害廃棄物等の処理体制の確立														
(5)災害廃棄物に関する情報の周知														
市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste Net）や 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク） 、地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。														

旧	新	備考
(2)周知方法 ● 市政だより ● コミュニティFM、ケーブルテレビ ● 市ホームページ ● ハザードマップの配布 ● 防災パンフレットの配布（点字版、外国語版も作成） ● やおっぷ（生活応援アプリ） ● 防災ビデオの貸出し（字幕付きで作成） ● 校区単位での防災学習会の開催 ● 防災に関わる講演会やイベントの開催 ● 防災訓練（災害図上訓練、避難所開設訓練等） ● 防災啓発施設の活用 ● 学校、認定こども園等での教育	(2)周知方法 ● 市政だより ● ケーブルテレビ ● 市ホームページ ● <u>ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）</u> ● ハザードマップ・<u>やおデジマップ（地図情報サービス）</u> ● 防災パンフレットの配布（点字版、外国語版も作成） ● やおっぷ（生活応援アプリ） ● 防災ビデオの貸出し（字幕付きで作成） ● 校区単位での防災学習会の開催 ● 防災に関わる講演会やイベントの開催 ● 防災訓練（災害図上訓練、避難所開設訓練等） ● 防災啓発施設の活用 ● 学校、認定こども園等での教育	削除 追記・削除 追記
4 ハザードマップを活用した防災知識の普及 校区別「わがまち防災マップ」や全市版の防災マップを活用して、地域防災力が高まるよう防災知識を普及する。	4 ハザードマップを活用した防災知識の普及 校区別「わがまち防災マップ」や全市版の防災マップ、<u>地図情報サービスである「やおデジマップ」</u>を活用して、地域防災力が高まるよう防災知識を普及する。	追記
8 学校教育・社会教育における防災教育 教育委員会事務局、こども若者部等は、幼児、児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、生涯学習活動等においても、防災教育の実施とその充実を図る。	8 学校教育・社会教育における防災教育 教育委員会事務局、こども若者部等は、幼児、児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、生涯学習活動等においても、防災教育の実施とその充実を図る。 <u>また市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことができるよう努める。</u>	追記
第2節 防災訓練及び防災要員の育成	第2節 防災訓練及び防災要員の育成	
第2 職員の防災教育	第2 職員の防災教育	
2 職員の防災教育 (1)啓発の方法 ● 講習会、研修会等の実施及び参加 ● 見学、現地調査等の実施	2 職員の防災教育 (1)啓発の方法 ● 講習会、研修会等の実施及び参加 ● 見学、現地調査等の実施	

旧	新	備考
● 防災活動マニュアル等の配付 第3節 自主防災組織の育成 2 地区防災計画の策定等 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認める時は、地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努めるとともに、地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を定める。個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。 第4節 災害時要配慮者支援体制の整備 4 在宅の要配慮高齢者、障がい者の対策 (7)個別避難計画の作成・活用 ア 「個別避難計画」の作成 ● 個別避難計画を避難行動要支援者本人・家族が予め作成する ● 市は、避難行動要支援者の身体状況等を確認し、必要に応じて、個別避難計画の加筆・修正を行う ● 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する ● 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める イ 「個別避難計画」の活用 ● 地域は、避難行動要支援者への声掛けの仕組みや防災訓練、指定避難所での支援方法等を検討し、地区防災計画に反映する	● 防災活動マニュアル等の配付 ● <u>やおデジマップ（地図情報サービス）</u> 第3節 自主防災組織の育成 2 地区防災計画の策定等 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、<u>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）</u>から提案を受け、必要があると認める時は、地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努めるとともに、地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を定める。個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。 第4節 災害時要配慮者支援体制の整備 4 在宅の要配慮高齢者、障がい者の対策 (7)個別避難計画の作成・活用 ア 「個別避難計画」の作成 ● 個別避難計画を避難行動要支援者本人・家族が予め作成する ● 市は、避難行動要支援者の身体状況等を確認し、必要に応じて、個別避難計画の加筆・修正を行う ● 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する ● 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める ● <u>個別避難計画に記載のある個人情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u> ● <u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</u> イ 「個別避難計画」の活用 ● 地域は、避難行動要支援者への声掛けの仕組みや防災訓練、指定避難所での支援方法等を検討し、地区防災計画に反映する	追記 修正 追記 追記

旧	新	備考
● 市は、土砂災害警戒区域内に居住するなど被災リスクが特に高く、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、必要に応じて、福祉事業者等と連携し、避難時の移送支援や福祉避難所へ直接避難ができるよう体制を構築する (8)情報連絡手段の整備 市は、障がい者等への防災知識の普及や防災情報の伝達手段として、視覚障がい者に対するコミュニティFMを活用した情報提供や、聴覚障がい者に役立つケーブルテレビやインターネット等、多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・システム構築を推進する。また、緊急通報装置、ファックス等の情報伝達手段の整備を進める。 6 外国人等への対策 市は、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語に対応した情報提供や避難誘導等、外国人に配慮した支援に努める。なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。 第6節 自発的支援の受入れ体制の整備 NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、府、市は地域のボランティア活動の支援を行う。また、市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、八尾市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を構築し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 第7節 帰宅困難者支援体制の整備 市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等につ	● 市は、土砂災害警戒区域内に居住するなど被災リスクが特に高く、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、必要に応じて、福祉事業者等と連携し、避難時の移送支援や福祉避難所へ直接避難ができるよう体制を構築する ● <u>個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる</u> (8)情報連絡手段の整備 市は、障がい者等への防災知識の普及や防災情報の伝達手段として、視覚障がい者に対する<u>電話等の音声</u>を活用した情報提供や、聴覚障がい者に役立つケーブルテレビやインターネット、<u>ファックス</u>等、多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・システム構築を推進する。また、緊急通報装置等の情報伝達手段の整備を進める。 6 外国人等への対策 市は、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語に対応した情報提供や避難誘導等、外国人に配慮した支援に努める。<u>また市は、市内の外国人旅行者に対しても、SNS等を活用し早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供できるよう努めるほか、観光案内所をはじめとしたターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。</u>なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。 第6節 自発的支援の受入れ体制の整備 NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、府、市は地域のボランティア活動の支援を行う。また、市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、八尾市社会福祉協議会、<u>おおさか災害支援ネットワーク</u>、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を構築し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 第7節 帰宅困難者支援体制の整備 市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等につ	追記 修正 追記 削除 追記 追記 削除

旧	新	備考
いて検討する。 府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、関西広域連合と連携して事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備について働きかける。 市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、一時滞在施設の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。 2 帰宅困難者対策の普及・啓発 ● むやみに移動を開始することは避ける ● 発災時間帯別に事業者等が従業員等にとるべき行動 ● 事業者内等に滞在するために必要な物資の確保 ● 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知	いて検討する。 府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、関西広域連合と連携して事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備について働きかける。 市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、一時滞在施設の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。 <u>府は、府有施設や府立施設について、市の希望に応じて当該施設を一時滞在施設として提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市と連携して市の一時滞在施設確保の支援に努める。</u> 2 帰宅困難者対策の普及・啓発 ● むやみに移動を開始することは避ける ● 発災時間帯別に事業者等が従業員等にとるべき行動 ● 事業者<u>所</u>内等に滞在するために必要な物資の確保 ● 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知	追記 修正
第8節 事業者防災の促進 ※事業継続マネジメント（BCM） BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより） また、浸水想定区域内における高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者利用施設及び大規模工場の所有者・管理者は、洪水が発生した際の浸水防止計画や避難確保計画の策定、訓練の実施等自衛水防に関する取組を推進し、定期的に確認する。 2 事業者の基本的責務	第8節 事業者防災の促進 ※事業継続マネジメント（BCM） BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより） また、浸水想定区域内における高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者利用施設及び大規模工場の所有者・管理者は、洪水が発生した際の浸水防止計画や避難確保計画の策定、訓練の実施等自衛水防に関する取組を推進し、<u>それらの結果を市長に定期的に報告する。なお、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために助言等を行う。</u> 2 事業者の基本的責務	追記・修正 追記

旧	新	備考
(1)災害への備え (2)出勤及び帰宅困難者への対応 (3)地域防災活動への協力等 3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携 住民及び事業者は、ボランティアやN P O等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。 4 事業者防災の促進 市及び府は、事業者によるB C Pの策定支援、自衛水防の活動支援や従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。なお、市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。 第4章 防災に関する調査研究等の推進 4 市の防災上問題となる事項の調査研究 東日本大震災、阪神・淡路大震災等の過去の災害の教訓を踏まえて、市の防災上問題となる事項についての研究を進め、市の防災対策に生かす。なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I ｏ T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策への積極的な活用を努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備を図る。	(1)災害等の知識の習得 ● 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施 ● 地域の地形、危険場所等の確認 (2)災害への備え (3)出勤及び帰宅困難者への対応 (4)地域防災活動への協力等 3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携 住民及び事業者は、ボランティアやN P O等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。<u>なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u> 4 事業者防災の促進 市及び府は、事業者によるB C Pの策定支援、自衛水防の活動支援や従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。なお、市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。 <u>また市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</u> 第4章 防災に関する調査研究等の推進 4 市の防災上問題となる事項の調査研究 東日本大震災、阪神・淡路大震災等の過去の災害の教訓を踏まえて、市の防災上問題となる事項についての研究を進め、市の防災対策に生かす。なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I ｏ T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策への積極的な活用を努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備を図る。<u>さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促</u>	追記 追記 追記

旧				新	備考
				<u>進する。</u>	削除
第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画				第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画				第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第4章 時間差発生による災害拡大防止				第4章 時間差発生による災害拡大防止	
第1節 東海地震関連情報が発表された場合への対応					
東海地震関連情報が発表された場合への対応については、「第2部 第2編 第3章 東海地震関連情報に伴う対策」の定めるところにより行う。					
1 東海地震関連情報発表時					
八尾市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていないが、市長は、東海地震関連情報発表の報に接した時は、地震が発生するまで又は警戒宣言解除が発せられるまでの間、以下のとおり必要な配備体制の指示を行い、警戒活動を行う。					
ただし、東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生するおそれもあるため、警戒宣言解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続する。					
市民等に対する周知事項は、「東海地震発生時の市における揺れの程度、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生ずる危険、並びに報道機関及び市からの南海トラフ地震に関連する情報東海地震関連情報の発表に留意し、冷静に行動する」旨の協力要請とする。その他次表に準じて行う。					
【東海地震関連情報発表時における対応表】					
種 類	内 容 等	強化地域における 防災対応	市における対応		

旧				新	備考
東海地震に関する調査情報（臨時）	□観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因について調査を行った場合	・情報収集連絡体制	・警戒準備本部設置 ・情報収集 ・連絡体制の確立		
東海地震注意情報	□観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	・準備行動実施 ・市民への広報	・災害警戒本部設置 ・広報等の準備		
東海地震予知情報	□東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合	・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策の実施	・災害対策本部設置 ・警戒活動 ※警戒宣言解除後も府から指示があった場合は、警戒体制を継続する		